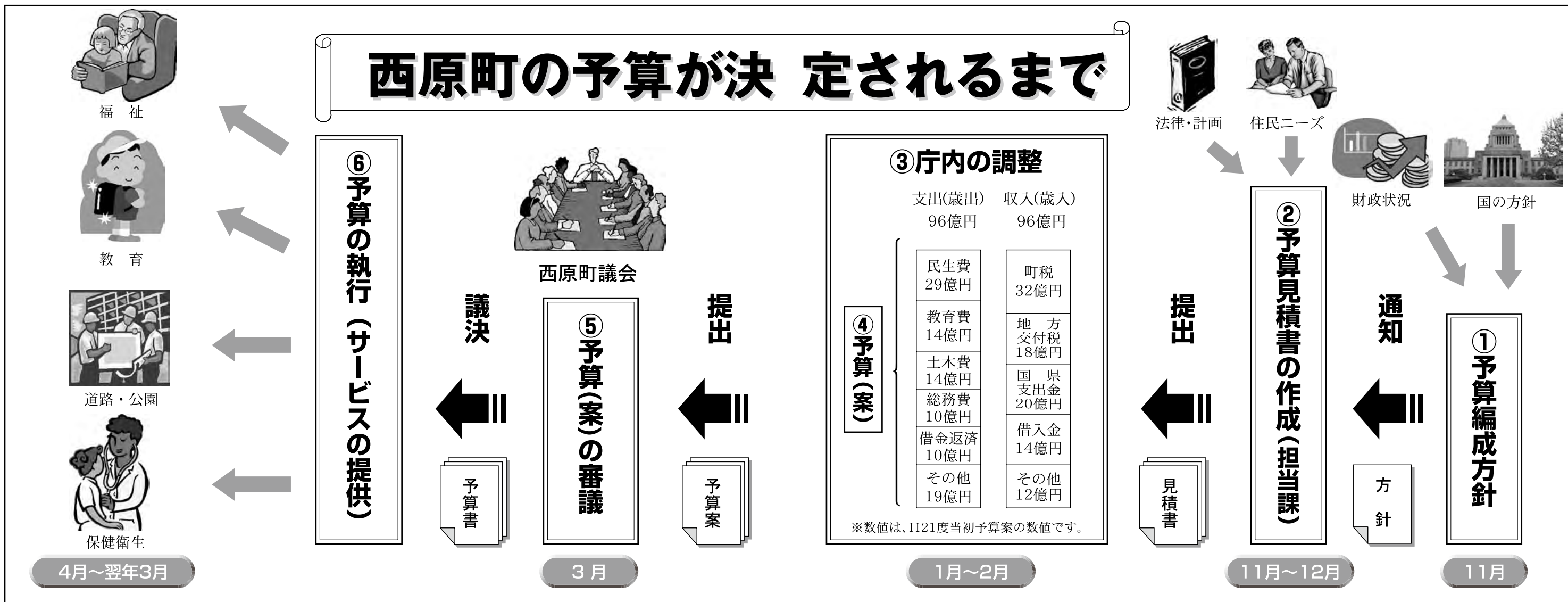


西原町の予算は、どうやって決めるの？



予算とは、西原町の一年間の収入と支出の見積りのことをいいます。家計に例えると「一年いくら」というものを示したものです。今回は、町の予算がどうやって決められていくのか、その過程をみなさんと一緒に見ていきましょう！

西原町の予算が決定されるまで



① 予算編成方針

予算編成方針とは、国の方針や町の財政事情などを参考に、予算を作る際の基本的な考え方を示したものです。実際に予算の見積りを行う事業の担当課へ通知します。

② 予算見積書の作成

予算編成方針に基づき、事業の担当課では予算見積書を作成します。みなさまのご家庭でもそうだと思いますが、新しい服がほしい、旅行がしたい、と要望はたくさんあると思いますが、実際の収入に見合う範囲内で優先順位をつけて家計をやりくりしていると思います。

町も家計と同じように、限られた収入(財源)の中で、優先順位をつけて事業を選択し、予算を作っていきます。

③ 庁内の調整

庁内で予算見積書の内容について聞き取り(ヒアリング)が行われます。「この事業は、緊急性、必要性があるのか? 法律や計画に沿ったものか?」などを聞き取りながら編成していきます。

④ 予算(案)の提出

最終的に、一年間の収入の見積もりと、支出の見積もりを同額に調整し、予算(案)を作り、議会に提出します。

⑤ 予算(案)の審議・議決

提出された予算(案)は、三月の定例議会において審議が行われ、「原案可決」「修正可決」「否決、審議未了」の議決が行われます。

- ・原案可決→予算が成立する。
- ・修正可決→予算が成立する。
- ・否決・審議未了→成立しない。

⑥ サービスの提供

議会の議決(予算成立)後、計画に基づいて、予算の執行(サービスの提供)が行われます。以上が予算を作り、執行されるまでの流れとなっています。予算を執行する上で大切なことは、住民福祉の向上を第一の目的として、最少の経費で最大の効果をあげることです。

また、そのためにも、収入源となる税金を、適正かつ厳正に確保しなければなりません。

⑦ 予算編成過程の公開

町ホームページにおいて、予算編成過程の公開を行っています。予算編成方針、予算要求額、査定額を随時公開していますので、どうぞご覧ください。

【お問合わせ】財政課

TEL 945・5029
FAX 835・8166